

平成 22 年 3 月 17 日

電子書籍の配信利用における図書館サービスの位置付け

(図書館サービスの役割を踏まえた検討の必要性)

- (1) 今般、出版物のデジタル流通の環境整備について、国の政策主導による取組が進められることは大変喜ばしい。
- (2) 一方で、商業的な配信だけでは、市場原理により、有用であっても配信されない出版物が現れるおそれがある。国民の知る権利を保障することが必要であり、我が国で生産・流通された知の総体へのアクセスを公的に保障する必要がある。
- (3) また、知識の共有による経済発展や技術革新を図らなければならないところ、国民全般が必要とする情報を獲得できるように出版物へのアクセス手段を公的に保障する必要がある。デジタル流通下においても、図書館の役割を明確に位置づけることが重要である。
- (4) これまで、国立国会図書館では、国立国会図書館法の規定により、直接の来館利用に加えて、全国の図書館への現物貸出によって、国民の出版物へのアクセスを保障してきたところである。今後、電子配信による新刊書籍の流通拡大が予想される中で、図書館が担ってきた国民の知る権利を保障する役割が引き続き確保されることが望まれる。
- (5) 出版社等において、図書館がデジタル流通に関与することで、商業配信が脅かされることを懸念する声があるが、著作者や出版社の権利に十分配慮した形で、商業配信の健全な育成と図書館による公共サービスを両立させる方向での検討を要望する。たとえば、図書館における電子書籍の利用を保障するための財政措置等も国民へのアクセスを保障する観点に加えて、商業市場の形成、発展の観点から考慮すべきと考える。
- (6) 過去の出版物のアーカイブ利用については、公共財としての出版物の性質に立脚して、図書館における公共サービスでの利用を基本にした形で、必要な権利処理や経済的補償措置を組み合わせた制度設計が望まれる。特に絶版書でない「市場入手困難書籍」については、市場での流通を促進する施策など、政策的配慮が必要と考えられる。

説明資料
平成22年3月17日

デジタル・ネットワーク社会における 出版物の利活用の推進に関する 懇談会

国立国会図書館長
長尾真

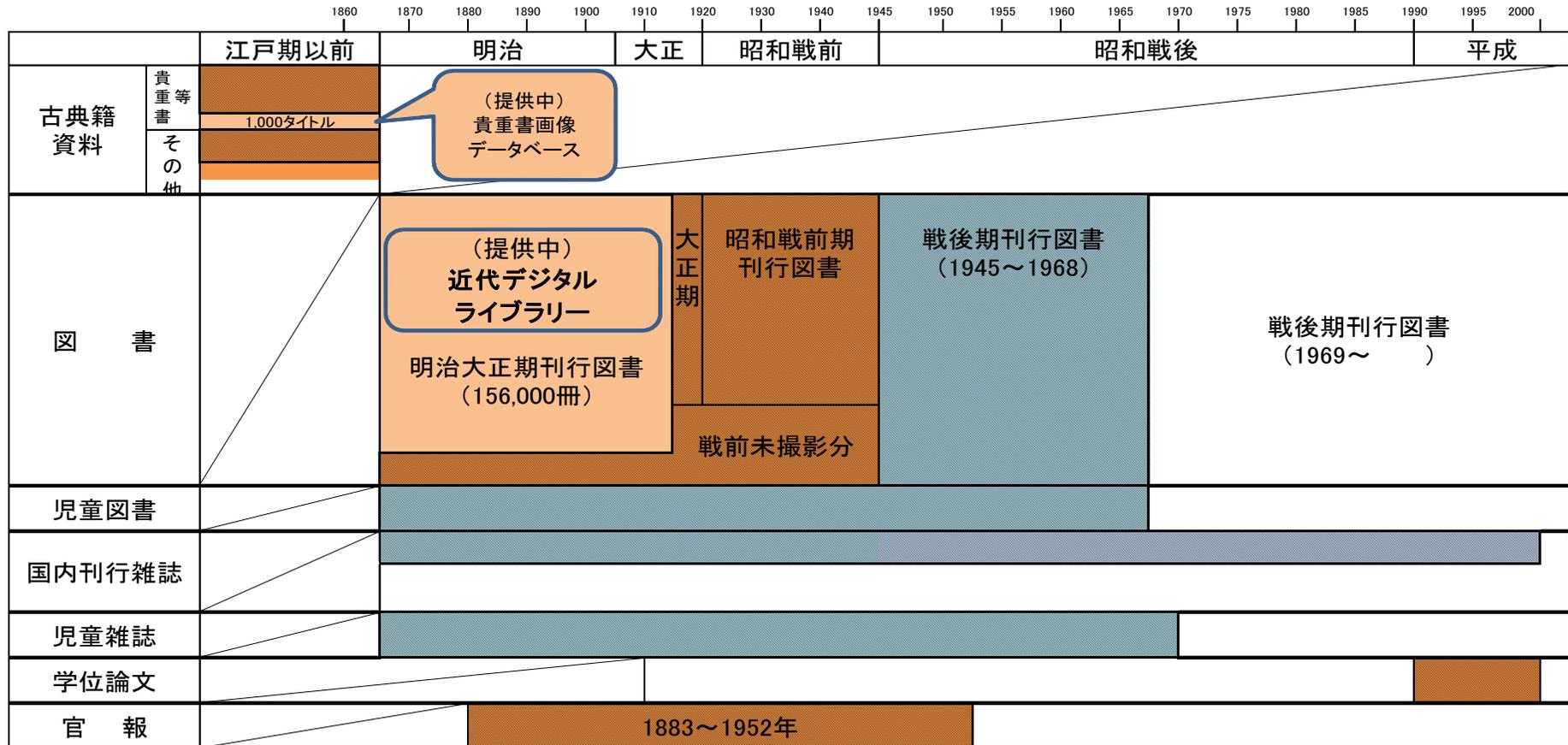
日本の出版文化の「危機」

- 世界規模の書籍デジタル化が急激に進む中で、いかにして、日本の知的財産を守ることができるか。
- 日本の書籍や情報を国際的に発信していかなければ、日本や日本語文化は、世界から認識してもらえない。

国立国会図書館の使命

- 国会へのサービス機関
- 国民の知る権利を保障する大切な機関
- 日本中の人に、来館できる人と同等のサービスを提供できるよう努力

国立国会図書館のデジタル化計画



■ : デジタル化対象資料(平成22年2月現在)

■ : インターネット提供中

■ : インターネット提供予定

■ : 館内で提供予定

デジタル図書館へむけての 法改正

- (1) 著作権法改正によって、国立国会図書館では権利者の許諾なく出版物のデジタル化が可能となった。
- (2) 著作権法改正によって、国立国会図書館も障害者に対する大活字本やテキストの朗読などのサービスをする必要がある。

(3) 上記(2)のために、資料のデジタル化はデジタルイメージ(画像)からデジタル文字テキスト化をすることが必要となるが、現段階では出版社等との話し合いで文字テキスト化ができないでいる。

(4) デジタル化された資料は館内でのみ閲覧でき、外部へ出すためには許諾が必要である。

(5) 国立国会図書館法の改正によって、国、地方公共団体、国公立大学、独立行政法人等のウェブサイトの情報を許諾なく収集できるようになった。

(6) これから出てくる電子出版物を電子納本してもらえよう、国立国会図書館法を改正すべく検討中である。

デジタル時代の国民の知る権利を保障するための図書館貸出しモデル

- 貧富の差なく国民全てに知る権利を保障するために図書館からの無料貸出しがある。
- 国立国会図書館の電子図書館は日本中の人に対してこれを実現する1つの手段であるが、無料での貸出しでは出版界が成り立たない。

- したがって、貸出すたびに必要最低限の利用料金を徴収し、出版者、権利者に還元する機関を作る。
- この機関は著作権処理も行い、できるだけ多くの著作物を国立国会図書館から全国の読者に貸出せるようにするモデルを作り、出版者、著作者に適切な収入をもたらす形の運用ができるようにすべきであろう。

デジタル時代の図書館と出版社・読者

